

---

### 3. 高齢路上生活者自立支援センターの運営と維持（継続2年目）

ふるさとの会

(東京都台東・荒川区)

---

#### 1. 「自立センター」設立の趣旨

##### 1. ホームレス問題の深刻化と福祉対応の必要性

###### (1) 福祉問題としてのホームレス問題の浮上

この5、6年前から、路上生活者が急増して、これが行政施策の対象として急浮上している。路上生活者の数が急増しているとともに、路上生活者の高齢化が進み、疾病高齢者も増えている。こうした事態にかんがみて、東京都の福祉広報に掲載された「東京都における地域福祉推進の今後のあり方について－中間報告」(95年4月)では、路上生活者問題を新たな地域福祉推進施策のニーズと位置づけている。しかしながら、東京都は総合的な対策の必要性を示しながらも、制度化にはいたっていない。行政施策は、緊急的な対策（法外対策）の部分や既存の生活保護の対策の枠内にとどまっている。

路上生活者が生活再建（自立）できるようにという目標を、行政が掲げつつあるようみえるが、法外援護や臨時対策というかたちでの対策の現状では、こうした生活再建の手立てが十分に用意されているとはいえない。生活保護に関しては、路上生活者自身が福祉窓口をどのように訪ね、どのように自分のニーズを伝えていいかわからない。また、実際に、保護受給できる対象層が高齢疾病者に限定されている。他方で、生活保護受給後に生計が破綻し、保護打ち切りとなる例が目立って多い。これは、一時施設や待機施設では、個々人が自分自身の生活再建のための方途を思いめぐらせたり、自分自身の新たな生きがい追求の方向をさぐることができないからである。

つまり、個々の路上生活者が生活を再建するためには、単に、一時的で中途半端な居住空間を用意したり、金銭や食事を提供するという物質的支援をするだけではうまくいかないことがはっきりしてきた。きめ細かいケアの充実がもとめられているが、1ケースワーカーに対して100も担当する生活保護の現状ではむつかしい。

###### (2) ボランティアによる生活再建ケアの重要性

必要とされているのは、自分の生活の現在ならびに将来について、ともに見つめる理解者や生活の方向の多様性を示す助言者であり、また、路上生活者がこれまでの人生で負ってきた心の傷をいやしてくれる受容者である。

限りなく広がる可能性をもっている対象者とのケアの一定の部分については、ボランティア・ケースワーカーに依存しなければならないだろう。それゆえに、こうした分野において、ボランティアの活動を助成していく意義は大きい。

公的ケースワーカーが、大規模、公平、画一性という特性をもつのに対して、民間ボランティアのケースワークは、小規模、多用、即応性という特性をもっている。こうした両者の特性をいかし、連携を模索していく必要がある地域に根ざしたホームレス・ボランティアであってこそ、地域に密着した、個別のニーズに対応したケアができる。つまり、地域に根ざしたホームレスボランティアは、地域福祉展開のための推進力となるのである。

ボランティアサークル・ふるさとの会は、ホームレスの生活をサポートするボランティア活動に長年取り組んできた。この活動の経験をベースに、昨年より高齢路上生活者自立支援センターを設立し運営している。

しかし、対象者のニーズに対応するために、活動が多岐に渡り、しかも活動の時間も長時間化し、他方で、多様な対象者と多様なボランティア参加者とのコーディネイトのための事務負担も多くなってきた。そこで、自立センター活動を継続し発展させていくためには、事務所経費と事務運営人件費の助成を受けることが切実な要望となっている。

### (3) 行政（公）とボランティア（民）が連携して対応を

路上死したホームレスの死体を処理することを行政の最後の仕事とするのではなく、それぞれの尊厳をもった人間が生存の意味をまとうできる仕組みを、公と民の協調の下に構築する努力を傾けることが、いまや緊急の課題として、到来している。

そのためにも、公と民間ボランティアとが協調・連携できて、しかも福祉施策の効果を発揮できる方式を作り上げたいと願っている。

東京都が設立を目指している「自立支援センター」と当会の自立支援センターは、設立目的および内容を全く異にしている。当センターは就労困難な高齢疾病層が人間として生きていくための自立および自律を意味している。自立支援の対象を路上生活経験のある高齢・疾病の生活保護受給ドヤ居住層と規定している。つまり、生活保護を受給しただけではとても人間らしい生活をおり人生を全うすることができない層の生きがい追求を支援するための自立支援活動である。従来の行政の枠組みでは、十分にケア・ケースワークが行き届かなかった層を対象としている。

## 2. ボランティアの枠組みによる自立支援センター設立の趣旨

### (1) 基本的課題

従来の福祉の枠組みにおいて行政は、路上生活者に対して、主として物質的保障（居住費、医療費、生活費）をしてきた。この物質的保障自体は自立の過程において不可欠である。しかし、この制度を活用して生活を再建する方法を路上生活者はよく知らないし、物質的扶助を受けただけでは、しばしば自立には向かわない。そこで、さきに述べたように、行政との連携のもとに、ボランティアケア活動が展開される意義が生まれる。

高齢路上生活者自立支援センターの設立の趣旨は、文字どおり、高齢路上生活者の生活再建（自立）を支援することであり、より具体的には、路上生活経験のある高齢者・疾病者でドヤ（簡易宿所）を居所とする生活保護受給者を対象に、こうした人たちが地域の中で、個々人の特性に応じて社会参加しつつ楽しく健やかな生活ができるように、地元社協（台東区社会福祉協議会）の応援を得、地域福祉の枠組みを活用しつつ、かれらの生活再建のためのケアをしていく、ということである。つまり、対象者が生活を再建し自立していくための、個別のクランアントに密着し、それぞれのニーズに対応した、数々のケースワークならびにグループワークを実施することが事業の主目的である。

具体的にはまず、福祉サービスを必要とする高齢路上生活者の相談にのり、そうした支援を受けるための手続きをサポートし、行政的な支援の受給者がその支援を自分自身の生活再建の機会として活用できるようにサポートし、生計の無計画性や心的ストレスからくる自暴自棄などにより、自立のルートから脱落することのないようにサポートする活動をしていくのが当センターということになる。

このサポートとは、センター担当者（センター職員ならびにボランティアケースワーカー）が、高齢者にとっての権利主張の後ろだてとなるだけではなく、高齢者が行政の手続きを進めたり行政のサービスを受け続ける中で、担当者と高齢者とが日常生活のある部分を共有したり親密なコミュニケーションを交わすことにより、相互に信頼関係を築き、高齢の生活保護受給者自身が自分の生活の過去を振り返り将来を展望する思考の積み重ねの助言をしたり、また、高齢者が過去に受けた挫折や心の傷をいやしていくというケースワークを実施することを含んでおり、こうした点に重要な意義がある。

行政が提供した福祉的援助が、受給者本人の受給者義務の不履行により短期間で打ち切られ（これを「スリップ」「ドロップ」と呼ぶ）たならば、行政施策が初期の目的を達成していないばかりでなく、受給者にとって、脱落者という烙印を外からも内からも貼ってしまい、八方ふさがりの状態を余計に強めていくことになりかねない。

ここでボランティアの存在意義は、対象高齢者がスリップを繰り返すことなく生活再建を進めるためのケースワークとしての意義である。ボランティアは生活受給者の生活の日常的なサイクルの中で、生保受給者と接触しやりとりを重ねるという特性をもっている。個々の対象者のニーズにきめ細かく対応し、対象者の心情の変化や生活サイクルの変化からくるニーズの変化にも対応していく。たとえ、スリップが生じたとしても、ボランティアという枠組みであれば、措置の終了が関係の終了を意味しないため、スリップという現実をみつめつつ、再出発のためのケースワークをスタートさせることができる。

住居の保障や生計費・医療費の保障については、行政が応分の予算をもって対応できるが、ボランティアはそれ特有の任意に根ざした人間関係の資源をもち、また地域における社会的資源の活用のための理解と助力をえて、行政が対応できない分野において、本領を発揮しつつあり、今後こうした分野での期待はますます高まると予想されている。それは、膨大な被災者を生み出した阪神地域において、個々の被災者への生活再建過程で、メンタルヘルスにおいて、ボランティアが大活躍したという事実が如実に示している通りである。

## （2）設立の経過

上記の目的の下に、半年余の準備活動を積み重ねた後に、95年6月11日に、高齢路上生活者自立支援センターを設立した。

設立母体である「ボランティアサークル・ふるさとの会」がボランティアの発展のための研究会やシンポジウムを開催する中で、会員ならびに、会員以外の協力者の助言を受け、たびたびの検討をへて、自立センターの骨格を固めてきた。

まず、センター利用の高齢者を募集するための事業（対象者キャッチ事業）として、60歳以上の高齢者を対象とした「高齢者相談給食会／娯楽会」を月に2回（現在は隔週）、定期的に開催し、また、センター設立とほぼ同時期に、自立のためのプログラム事業である、調理とミーティングの事業（現在の土曜自立プログラム）を毎週開催することとし、こうした事業を運営し利用者との様々なやりとりの中で、ケースワークならびに、グループワークの効果的な実施方法を考案し導入してきた。以下、活動のジャンル別に、基本活動の意義を説明する。

開設にあたっては、ボランティア会員並びに賛同者からの援助をうけ、またハウジングアンドコミュニティ財団から開所のための「助走資金」としての援助を受けた（95年度、96年度）。また、昨年度は全労済から運営資金の助成を受けた（96年度）。

自立センターの事業運営の方法に関しては、センターの母体である「ボランティアサー

「クル・ふるさとの会」が実施している事業の成果が役立っている。ふるさとの会では、年末年始の1週間のシェルターと炊き出しを実施する「越年事業」と、旧暦のお盆の時期に、盆踊りや屋台を開き、また炊き出し活動をする「夏祭り」と、毎週日曜日の「日曜炊き出し」活動を実施している。この活動により山谷労働者や路上生活者への支援をするとともに、ヒアリング調査によりニーズを把握している。こうしたニーズの把握が、高齢生活保護受給者へのケースワーク・グループワーク活動に活かされるようになってきた。

2年間で、以下に紹介する個々のプログラムのそれぞれについて実績を積み重ねてきた。その一方で、ケースワークの難しさも経験し、この経験を徐々に生かす体制を構築しつつある。他方で、プログラムを安定的に遂行するには、それなりの経費を投入する必要があり、資金調達が重要な鍵を握ることになってきた。また、ドヤ保護を開拓するための、低家賃住宅の設立・運営事業への展開の必要性も強く自覚するようにならっていいる。

### (3) 生活基盤の支援

しばしば2~3畳という、ほとんど寝室としてしか機能を果たさない狭小な空間で生活する高齢者に、共用というかたちで、くつろげるリビングの場を提供し、懇談をしたり相談できたりする場を提供し、あわせてバランスのとれた健康によい食事ができる場を提供する。そのことが生活のリズムを刻むことにもなり、生きていることのハリを与えることにもなる。また、生計の支えになると同時に、健康上のバランス維持の意味をもつ。そのような機会を提供するとともに、あわせて個々のニーズに応じて季節ごとに衣類・寝具の提供をする。生活の場を提供するということは、居住空間を充実させ、生活にリズムを与えるという意義もあり、こうした安定的な生活が生活再建にむけて役立つ。

### (4) グループワーク

調理の実習会や学習会・懇談会などを開くことにより、参加高齢者間の相互啓発を促す機会とする。しばしば孤立して生活したり、仲間同士の関係はあっても共依存の関係であったりして関係がポジティブな方向に向かわないことが多いので、この場の交流をもとに、地域の中で互いに生き抜いていくことを展望した相互関係をつちかうという意義がある。

助成申請事業の中では、自立プログラムや特別行事（レクリエーション）などが、とくに、グループワークとしての効果が期待できる事業である。

### (5) ケースワーク

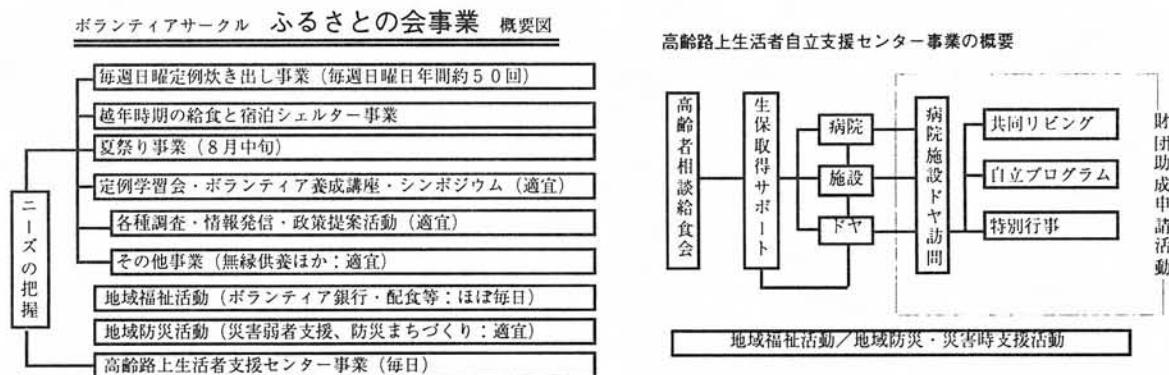
個々の高齢者とコミュニケーションをとり、生活の状態を知り、高齢者の訴えをきくとともに、生活再建のことについて共に考えたり、助言したりする。

内容としては、a：生活状態や健康状態についてヒアリングを実施し心情を受けとめ必要な助言を行う、b：行政手続きの支援をし、また、行政から受ける生活資金の計画的な支出方法、つまり消費生活について助言する、c：心の傷をいやすための心的ケアをする、d：自立のための生活方法を個別のニーズに応じて学ぶ機会を提供する、e：生きがい追求のための学習会・趣味の会で個々人の生きがいをみつける機会を提供する、などである。

自立を妨げている要因の一つとして、アルコール依存の問題が大きな陰を落としているケースもみられる。また、ギャンブル性癖（ギャンブル依存）の問題も少なくない。精神のケアの充実、ならびに生きがい追求空間の再構成などにより、依存から脱出する課題にも取り組んでいきたい。

## II. 具体的事業

具体的事業を示すと、図のようになる。高齢者相談・給食会が入り口をなし、センター事務所および自治体施設で開催する自立プログラムと、施設・住居訪問（ドヤ、病院、施設訪問）と、共同リビングの活動とが日常の3つの柱となり、これに加えて余暇活動としての特別行事が開催され、以上を総合して、個々のケースに応じた生活再建のための多様な事業が展開されている。



助成対象の事業として、ドヤを居所とする高齢生活保護受給者を対象とした、特別行事事業、土曜プログラム事業、施設・住居訪問事業、共同リビング事業がある。こうした事業は、センターに利用登録した高齢者を対象として、受益者の一部負担が原則となっている事業である。

### (1) 共同リビング事業（共同の居間空間の提供・構成）（96年2月開始）

①利用者に、共用の居間を提供する事業。居間を利用しつつ個別のケースワークを行う。

②ケースワーク（コミュニケーションを通じて、特に心的傷のいやし）としての意義

高齢者の共用の居間体験をもってもらい、自立のために役立てもらう。

居間体験を通じて、ボランティアと高齢者とが個人的に心的な交流をすることで、心情を理解し合い、生活自立への展望を考える機会とする。

路上生活経験のある高齢者は、しばしば過去において、温かな家庭の経験をしていない場合が多い。そこで、温かい雰囲気の中で、地域に愛着をもち、安心できる人間関係があるという安堵感を培っていくという意義がある。

また、高齢者のこれまでの経験で受けてきた「心の傷」をうけとめ、メンタルなケアに結びついていくことの意義がとりわけ重要になってきている。

さらに、個々の利用者が訴える健康上・栄養上の問題点について、鍼灸師等が助言をしつつ治療を施し、また栄養の専門家が食生活を分析し適切な助言を行う。これらは、利用者自身が自分の健康状態に関心を深めていくことにつながる。

他方、利用者の中には、生産活動意欲が旺盛な人もいて、今後は授産的な活動を組み合わせていく必要がある。これまで、元菓子職人の指導による羊羹作りがなされたりしてきた。こうした授産をさらに展開することが今後のさらなる課題である。

### (2) 自立プログラム（自立のための調理とミーティング）事業（96年6月11日開始）

#### ①事業の内容

毎週土曜日の午後、夕食の準備を当番制で行う。担当者が献立を考え買い物をし、調理

する。食事中に懇談し、食後はテーマを決めて、ミーティングを行う。

②ケースワークとしての意義

ボランティアとペアで交代交代に個々の役割を遂行することを通じて、自立の訓練をすることになる。ドヤの生活では経験することが難しい台所体験・居間体験をすることで自立へのステップを踏んでもらう。学習会を通して、ボランティアと個々の高齢者とがコミュニケーションを交わすことで、個々の高齢者の現状を把握し、助言する。

③グループワークとしての意義

みんなで自立のための学習ならびに生きがい追求のための活動をする。

この活動の中で相互に啓発する。

(3) 病院・施設・ドヤ訪問（施設・住居訪問）事業（95年6月開始）

①利用者が入所している病院、更正施設などを訪問し、利用者が居住するドヤ（簡易宿所）を訪問する事業。

②ケースワークとしての意義

病院など施設に収容され、孤立感を深める高齢者と面談し、ちょっとした日用品を持って見舞うことで、高齢者を元気づけ、今後の生活展望へと関心を向けてもらう。

身体的制約や心的な消極性からドヤに閉じ込もりがちな高齢者を訪問することにより、閉じ込もり志向をやわらげ、ボランティアとの交流の関係を築き仲間意識を築き、地域社会との接点や社会的な視野をもってもらう。

しばらく禁欲的な生活をしていると、数ヶ月ののち、たいていは3ヶ月程度で、我慢の限度を迎え、生活保護費を使い込んで無計画に飲酒してしまうなどの例がみられる。ふつうであれば、生活保護打ち切り、路上生活回帰となるが、ボランティアケースワークの指導により、生活を再建していく、生保打ち切りの危機を乗り越える例もみられる。アルコール依存の例や、ギャンブル依存の例もあり、多少の試行錯誤を経過しながら、生活を安定させていくことがしばしばであり、この過程でボランティアケースワークが果たす役割は決してちいさくない。

(4) 特別行事：季節のレクリエーション事業（95年10月28日開始）

①事業内容

季節のたびに、おおむね2月に1回の間隔で、特別行事を開催する。これまでに、「矢切りの渡しと帝釈天小旅行」「クリスマスパーティ」「梅をみて俳句をひねる会」を開催し、96年4月以降は「八重桜をみて俳句をひねる会」「あじさいをみて俳句をひねる会」「納涼会」「矢切りの渡し2回目小旅行」「第2回目クリスマスパーティ」「梅をみて鍋を囲む会」などを隔月で開催している。

この活動は、小旅行という非日常的なハレの舞台を提供し、楽しむと同時に文芸創作活動をしたり演芸活動を披露したりする場である。

②グループワーク

社会参加意欲をつちかうということと、文芸創意的な活動に取り組むということと、相互に学習しあう機会となるということと、事業を遂行する中で役割分担をし協働性を身につけるという意義がある。